

令和3年9月29日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和3年9月27日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表【総務局関係】	1
2 神奈川県県税条例 新旧対照表	2

1 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表【総務局関係】

改 正	現 行
<p>第1条～第50条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(保健福祉業務等従事手当の特例)</p>	<p>第1条～第50条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、」とあるのは「、」と、「者及び第15条の手当の支給を受けている者」とあるのは「者（歯科医師を除く。）」と、同条第2項中「980円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める」とあるのは「3,000円とする」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p> <p>(感染症等接触手当の特例)</p>	<p>(感染症等接触手当の特例)</p>
<p>4 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症_____の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>3 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>

2 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～43（略）</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p> <p>44 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実に資するため、<u>令和4年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,800円<u>（令和6年度から令和8年度までの各年度分にあつては、1,300円）</u>とする。</p> <p>45（略）</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～43（略）</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p> <p>44 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実に資するため、<u>平成29年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,800円_____とする。</p> <p>45（略）</p>